

枚方市立五常小学校

危機管理マニュアル

令和8年4月改訂版

1 方針

- (1) 児童の生命安全の最優先
- (2) 沈着冷静な判断と行動
- (3) 関連諸機関への迅速、正確な通報

2 想定される危険 ()の数字は各事象の項目番号

- (1) 地震の対応
- (2) 火災の対応
- (3) 大雨・暴風・雷・竜巻等の気象変災時の対応
- (4) 1 不審者発生の対応
 - *不審者対応フローチャート
 - 2 不審者への初めの対応
 - *不審者への初めの対応例
- (5) 児童の行方不明の対応
- (6) 大きなケガ・アナフィラジー・心停止などの対応
- (7) 虐待への対応
- (8) 情報漏えい(ウイルス・USB紛失等)の対応
 - *虐待発見フローチャート
- (9) いじめ・死亡事故(自殺)の対応
- (10) 登下校時の不審者事案の対応
- (11) 交通事故発生時の対応
 - *交通事故発生時の対応フロー
- (12) 校外学習における児童の安全について
- (13) 運動会における児童の安全について
- (14) 授業参観・学級懇談における児童の安全について
 - 参考資料①災害発生時の学級担任マニュアル
 - 参考資料②新たな危機事象への対応(個別の危機管理)

(1) 地震の対応

体制		指揮	校長
		通報連絡	教頭 事務
		避難誘導	各担任
		安全確認	管理棟(支援安全:加藤)・北校舎(支援安全:福岡)・中校舎1F(6年安全:福田) 中校舎2F(5年安全:野村)南校舎1F(4年安全:片岡)2F(2年生指:松村)
事前の危機管理	点検	毎月1日の校舎・遊具の安全点検	
	事前指導	① 発生時には、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せる ② ゆれがおさまった時点で 1. 手近なものでも頭を保護(なければ手で) 2. 避難経路もしくは、上から物が落ちてきにくいルートを選び、校内では運動場、校外では広域避難場所へ避難 3. 教室では出入り口を開けたまま、電灯は消す。担任は出席簿(名簿)を携行。 ③ 移動時の「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」を守る	
	訓練	年に1回避難訓練を行う ① 「地震が発生しました」の放送で、発生時とるべき行動をさせる もしくは、緊急地震速報を聞いたときに、発生時とるべき行動をさせる ② 発生が授業中なら先生の指示のもと、その他の場合は自分で判断し、運動場に避難させる 安全確認担当教諭は、最終の安全確認後避難する	
	研修	年に1度研修を行う	
発生時	発生直後	① 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せるよう指示 ② 揺れがおさまったら、避難経路もしくは安全なルートを選び運動場へ避難させる	
	避難後	① 児童の人数確認→取り残されている児童の捜索・救助・応急手当 ② 担任外で、校舎を見まわり安全確認。管理棟(教頭)北校舎(岡本)中校舎(浦本・北條)南校舎(福岡) ③ 校舎・通路の安全確認	
発生後	震度5弱以上	(震度6弱以上の場合は、自動的に避難所が開設される。管理職が校区自主防災会との連携をとる) ① 児童生活環境資料に基づき、連絡する(保護者通知済み) ② 担任は、児童生活環境資料を確認し対応する ※周辺被害状況により、保護者・児童を校内に留めおく場合有り ③ 負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送 ④ 通学路安全点検と校区の状況把握(地区担当教諭)	
課業外	参集震度5弱以上	① 管理職は震度5弱で学校参集状況を確認し②以降の指示を行う ② 参集できる教職員はできるだけ参集し、担任による児童の安否確認(電話・家庭訪問など) 地区担当教諭による通学路安全点検 ③ まなびポケットによる情報提供 ④ 学校教育活動再開に向け、校舎・教室点検	
	対応震度5弱以上	登校前:臨時休校 ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は当日 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、原則登校 登校中:危険な場所を避け、安全な場所へ一時的に避難→揺れがおさまった後、原則学校と自宅の近い方 在校中:校庭へ避難→以降、臨時休業 下校中:危険な場所を避け、安全な場所へ一時的に避難→揺れがおさまった後、原則学校と自宅の近い方	
	備考	・防災無線は職員室後ろ ・災害時優先電話 070-2299-4163(職員室常設携帯電話)	

(2) 火災の対応

体制	指揮	校長
	通報連絡	教頭 事務
	避難誘導	各担任
	安全確認	管理棟(支援安全:加藤)・北校舎(支援安全:福岡)・中校舎1F(6年安全:福田) 中校舎2F(5年安全:野村)南校舎1F(4年安全:片岡)2F(2年生指:松村)
	消火班	担外2名:瀧澤、平田 3年安全:前田
事前の危機管理	点検	①毎月1日の消火器安全点検
	事前指導	① 身近に火災を発見したらすぐに近くにいる教師に連絡し、指示に従う ② 火災の避難放送が入った時、火元を確認し、避難経路もしくは、火元をさけるルートを選び、運動場に避難する ③ 避難時には、必ず口元を手やハンカチでおおい、煙をすいこまないようにする (煙は上に上がるので、姿勢を低くして移動する) ④ 移動時の「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」「ちかよらない」を守る
	訓練	① 年に1回避難訓練を行う ② 校内で「火災発生」と放送をして、火元と避難先を知らせ、発生時とるべき行動をさせ、119番に通報する ③ 消火班は、すぐに火元に集合し初期消火にあたる ④ 発生が授業中なら先生の指示で、その他の場合は自分で判断し、運動場に避難させる 安全確認担当教諭は、最終の安全確認後避難する
	研修	消防署に依頼し、隔年で研修を行う
発生後	発生直後	① 受信盤で火災場所を確認し、電話受話器を持ち現場に行き火災発生の確認後、119番に通報する 枚方市教育委員会(児童生徒課)にも報告する ② 「火災発生」放送を行い、火元と避難先を知らせる 児童は放送をよく聴き先生の指示に従い、先生がいないときは判断して避難する ③ 先生は、避難経路、もしくは煙がこない安全なルートを選び避難させる(各経路図は教室) ④ 消火班担当職員は初期消火を行う
	避難後	① 児童の人数確認→不明児童の捜索・救助・応急手当 ② 校舎・通路の安全確認 ③ 負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送 ④ 保護者への連絡(児童の状況等) ⑤ 授業打ち切り・再開の検討→打ち切りの場合は保護者へのお迎え依頼の連絡 ⑥ 消防署・警察の許可のもと、罹災現場の片付け ⑦ 翌日以降の授業・教室等の検討
	備考	

(3) 大雨・暴風・雷・竜巻等の気象変災時の対応

体制		指揮	校長
		通報連絡	教頭 事務
		避難誘導	各担任
		安全確認	管理棟(支援安全:加藤)・北校舎(支援安全:福岡)・中校舎1F(6年安全:福田) 中校舎2F(5年安全:野村)南校舎1F(4年安全:片岡)2F(2年生指:松村)
事前の危機管理	点検	①毎月1日の校舎・遊具点検	
	事前指導	<p><大雨></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校前に、枚方市に特別警報、大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報が気象庁から発表されているときは、「非常変災時の措置について」に従う ・水路・側溝・マンホールの近くには近寄らない。雨風の強いときにはかさを使用しない <p><暴風></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校前に暴風(雪)警報が発表されているときは、「非常変災時の措置について」に従う ・学校にいる時に暴風(雪)警報が発表された時には、まなびポケットで保護者の引き取りを要請する <p><雷></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳴り出したら、頑丈な建物の中に避難する。収まるまで待つ。広い場所の真ん中や木のそばに立たない <p><竜巻></p> <ul style="list-style-type: none"> ・頑丈な建物の中に避難する。身を小さくして頭を守る。屋外では、木のそばや倒れやすい建物のそばにいかない 	
	訓練	年に1回の避難訓練を行う (保護者引き取り) <ul style="list-style-type: none"> ・地震訓練で実施する 	
	研修	特に行わない。	
発生の後	初期対応	① 状況がひどいときには、好転するまで学校で待機させる ② 下校時刻が大幅に変更になりそうときは、まなびポケットで保護者に連絡する ③ 必要に応じて保護者の迎えを依頼する	
	事後対応	① 全員で、校舎・校内の安全確認をする ② 負傷者は養護教諭の応急手当後、必要に応じて保護者へ連絡し病院へ搬送する ③ 校舎や児童に被害があった場合は、教育委員会児童生徒課へ報告する	
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線は職員室後ろ ・災害時優先電話 070-2299-4163(職員室常設携帯電話) 	

(4) 1 不審者発生の対応

体制	指揮	校長
	通報連絡	教頭 事務
	避難誘導	各担任
	緊急対策本部	管理職・生指主担(岡本)
	不審者対応班	担外2名(平田、瀧澤)
	安全確認班	1年生指(中井)2年生指(松村)3年安全(前田) 4年安全(片岡)5年安全(野村)6年生指(福田)
	救護班指揮	管理職・生指主担(岡本)
事前の危機管理	点検	① 来校者のチェック 校門監視 安全監視ボランティア 8:30~12:30 校門監視 シルバー人材センター見守り 14:30~16:30(水 13:30~15:30) 来校証の確認・インターホンでの対応 ② 防犯ホイッスル・ブザーの点検 ③ 西門開門時の付き添い
	事前指導	① 放送を聴き、指示に従う ② 不審者対応班は現場へ急行する ③ 状況が確認できるまで、その場を移動しない ④ 教室にいるときは児童を扉から離し安全確保をする 移動時には「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」「ちかよらない」を守る
	訓練	年に1回避難訓練を行う
	研修	年に1度研修を行う
発生後	発生直後	① 緊急対策本部設置 警察・教育委員会(児童生徒課)への通報(必要に応じて留守家庭児童会も) ② 学校内の教職員・児童に状況を知らせる 児童は放送をよく聴き、指示に従う。慌てて飛び出したりしない ③ 不審者対応班は、現場へ急行する ④ 安全確認班は、子どもの安全確保をした後、不審者対応に向かう 警察がくるまで出来る限りの時間稼ぎをする。ただし必要以上には近づかない (防犯ブザー、電子ホイッスル、火災報知発信機、消火器、いす、ほうきなどの利用) ⑤ 教職員は、安全なルートを選び避難させる ⑥ 必要に応じて救急車の手配
	避難後	① 対策本部による役割分担(人数確認 ケガ対応 保護者対応 本部との連絡要員) ② 校舎・通路の安全確認 ③ 負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送 ④ マスコミ対応室を設置。窓口を一本化し、教育委員会と連携し対応する。(校長不在時は教頭) ⑤ 必要に応じてまなびポケット配信・集団下校を行ったり、保護者の迎えを依頼したりする
	備考	・防災無線は職員室後ろ ・災害時優先電話 070-2299-4163(職員室常設携帯電話)

(4)2 不審者侵入時の初めの対応 ―疑い事象への対応から通報まで―

正当な理由なく、校内に立ち入ろうとする人がいた場合には、不審者とみなして児童等の安全を最優先に対応することが必要である。校内で関係者以外の人を見かけた場合の対応について以下具体的に記載する。(次ページ以降に具体の手順を記載する)

不審者かどうかを判断する方法や不審者であることが判明した場合の初期対応(退去を求めるなど)、退去要請に応じなかった場合の通報までの手順とする。訓練によって教職員全員が身に付け、的確な対応ができるようにする。

1. 記載の視点

- ① 不審者立ち入りへの対応フロー(通報まで)
- ② 不審者か否かの判断方法
- ③ 応援教職員の集め方(緊急放送など)
- ④ 不審者の初期対応(退去を求めるなど)

2. 不審者対応の留意事項

- ① 原則として1人では対応せず、応援を得て2人以上で対応する。
- ② 手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ。
- ③ 児童等から不審者をできるだけ遠ざける。
- ④ 相手に背を向けない。相手の持っている荷物等から目を離さない。
- ⑤ 別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、入口を開放する(避難経路の確保)
- ⑥ 警報ブザー、ホイッスルの使用、110番通報等ためらわない。
- ⑦ 目の前の状況だけで判断しない。(すでに別の場所で事件発生の可能性もある)
- ⑧ 防御は不審者の取り押さえを目的とせず、児童生徒等に近づけず、警察の到着を待つ。
(さすまた使用は、こちらとの距離を取り時間を稼ぐための手段とする)
- ⑨ 特に不審者が侵入してしまった場合には、不審者に気づかれぬように他の教職員に情報共有し、児童へ対応を指示する。そのための手段として、緊急放送を行う特定の用語を決めておく

(5) 児童の行方不明の対応

体制		指揮 校長 教頭 生指 主担																	
		通報連絡 教頭 事務																	
		児童の搜索対策班 校長 教頭 首席 生指 安全 当該担任																	
事前の 危機 管理	点検	① 門から出て行く児童のチェック 校門監視 安全監視ボランティア 8:30~12:30 校門監視 シルバー人材センター見守り 14:30~16:30(水 13:30~15:30) ② 西門開門時の立ち番																	
	事前 指導	① 忘れ物等をして、一度学校に入ったら勝手に学校の外へ出ない。 ② 事情がある場合は、担任に許可を得る。 ③ 担任の許可なしに、勝手に教室を出ない。 ④ 下校後は、原則学校に戻らない。忘れものがある時は、保護者同伴とする。																	
	研修	支援の必要な児童については、共通理解を図る。																	
発生 後	発生 直後	① 児童の搜索対策班で、情報を集約し、子どもの傾向を知る。(課業内・下校時とも) ② すぐに動けるもので校内を手分けして、搜索する(課業内) ③ 15分たっても見つからない場合は、各学年1名召集する。(課業内)(下校時は、全ての職員) ④ 防犯カメラで子どもの退出の様子を知る。																	
	15分 後	① 児童の行きそうな所を中心に、集団下校の5コースに分かれ搜索し、30分後に学校へ戻る (課業中) ② 児童の日ごらの活動を分析し、友人宅に連絡するなど手分けして情報収集を行い、搜索する。 (下校後)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>低学年表示</th> <th>該当地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①南さつき丘</td> <td>ネコ</td> <td>東中振1丁目 2丁目 菊丘南 山之上</td> </tr> <tr> <td>②日商岩井・四中</td> <td>ラッコ</td> <td>香里ヶ丘5丁目 香里ヶ丘6丁目</td> </tr> <tr> <td>③レジデンス</td> <td>パンダ</td> <td>香里ヶ丘5丁目</td> </tr> <tr> <td>④香里ヶ丘7、8丁目</td> <td>コアラ</td> <td>香里ヶ丘7丁目 香里ヶ丘8丁目</td> </tr> <tr> <td>⑤グリーントウン</td> <td>ペンギン</td> <td>東中振2丁目</td> </tr> </tbody> </table>		コース	低学年表示	該当地区	①南さつき丘	ネコ	東中振1丁目 2丁目 菊丘南 山之上	②日商岩井・四中	ラッコ	香里ヶ丘5丁目 香里ヶ丘6丁目	③レジデンス	パンダ	香里ヶ丘5丁目	④香里ヶ丘7、8丁目	コアラ	香里ヶ丘7丁目 香里ヶ丘8丁目	⑤グリーントウン	ペンギン
コース	低学年表示	該当地区																	
①南さつき丘	ネコ	東中振1丁目 2丁目 菊丘南 山之上																	
②日商岩井・四中	ラッコ	香里ヶ丘5丁目 香里ヶ丘6丁目																	
③レジデンス	パンダ	香里ヶ丘5丁目																	
④香里ヶ丘7、8丁目	コアラ	香里ヶ丘7丁目 香里ヶ丘8丁目																	
⑤グリーントウン	ペンギン	東中振2丁目																	
1時間 後	③ 児童がタブレットなど GPS で位置を確認できるものを所持している可能性があれば、管理職から教育委員会に連絡をして位置情報を確認してもらう。																		
1時間 後	① 全ての教職員を招集し、経過報告を行い、混乱を招かないよう適宜児童に指導する。 ② 教育委員会(児童生徒課)に連絡する。 ③ 保護者に連絡をする。 ④ 保護者と相談し、警察や香里園・枚方市・枚方公園駅に連絡をする。 ⑤ 再度学校・地域を搜索する。 ⑥ 児童の写真を準備し、香里園・枚方市・枚方公園駅へ行き、児童が電車に乗っていないか確認する。																		
2時間 後	マスコミ対応室を設置。窓口を一本化し、教育委員会と連携し対応する。(校長、不在時は教頭)																		
その後	児童の安全が確保された場合は、連絡を入れた関係機関に児童の安全確認がとれた旨を連絡する																		

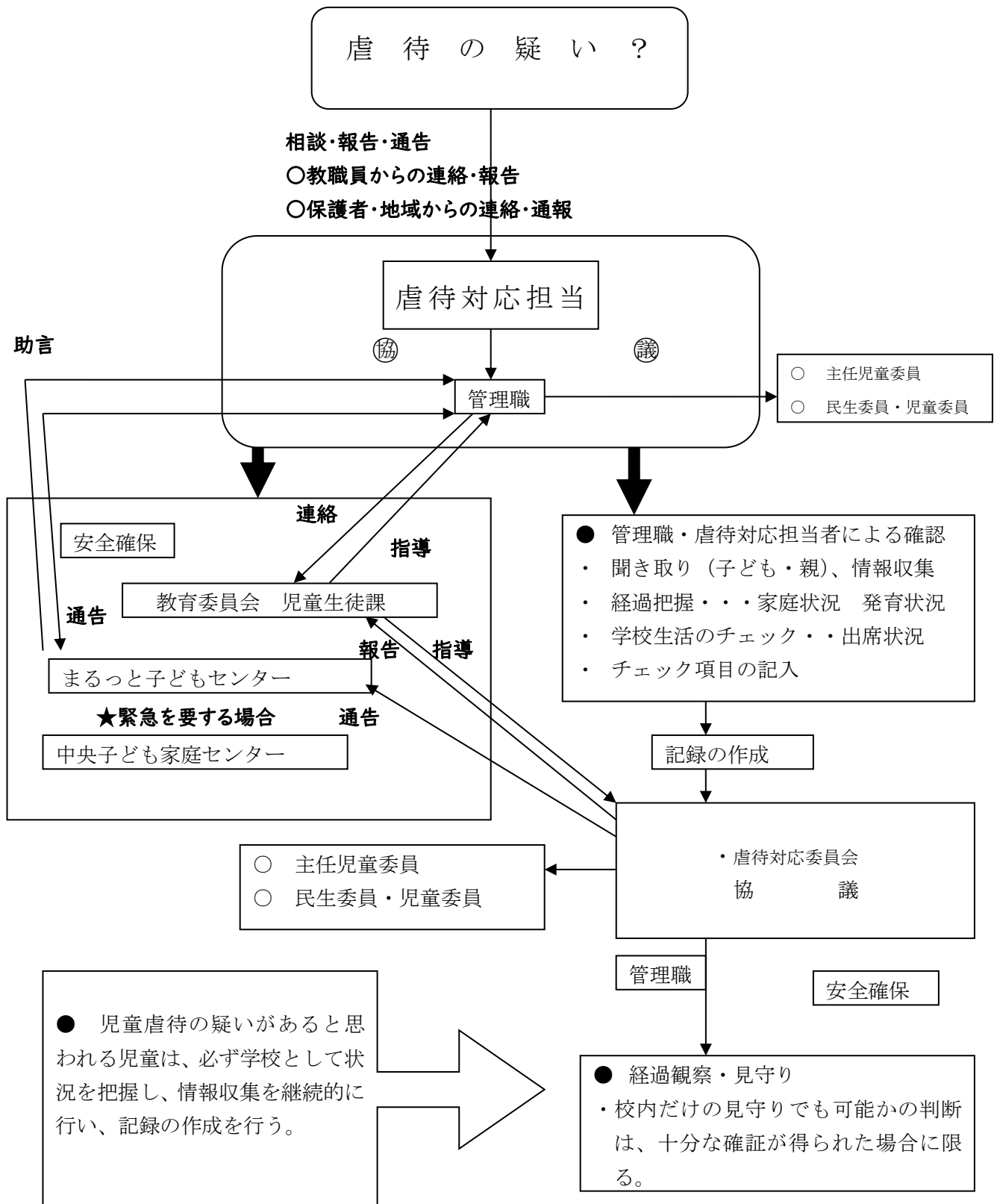
(6) 大きなケガ・アナフィラシー・心停止などの対応

体制		指揮 校長 通報連絡 教頭 事務 当該児童の対応班 校長 教頭 養護教諭 担任
事前の危機管理	継続観察	① 心臓に疾患がある児童、健康上配慮が必要な児童、行動のコントロールが苦手な児童を事前に把握する。 ② 上記の児童について、全職員で情報共有し、個々の対応を知る ③ 水泳・マラソン等危険や大きな負荷がかかる運動前には、保護者への事前確認と、十分な健康観察・準備運動を怠らない
	事前指導	① 健康上リスクの有る児童自身が体の変調を感じたときはすぐに担任もしくは近くの先生に報告すること ② 友達の様子が普段と違うと感じたら、すぐに担任もしくは近くの先生に報告すること ③ 大きなケガをして動けない友達を見たときは、無理に保健室につれてこず、近くの先生、もしくは養護教諭にすぐに連絡をすること。 ④ 大きなものが、ささっている時は無理にぬかないこと ⑤ 割れたガラスは、さわらないこと ⑥ 道具は適切に使用すること(はさみ・カッター・彫刻刀その他)
	研修	年に1回アレルギー研修(エピペンの使い方) 年に1回救急救命講習(AED 服務)
発生直後	発生直後	① 養護教諭・管理職で状態を判断し、応急手当を行う。 →頭を強く打っておらず、意識がある場合は保健室への搬送(必要に応じて担架使用) →止血・消毒・固定等 →アナフィラシーを起こした児童へは、迷わずすぐにエピペンを使用(年度当初保護者に確認の上) →心停止の場合は、その場に AED を持参し、使用 ② 病院での手当が必要な児童については、すぐに保護者に連絡の上、病院と連絡する ③ 必要に応じて、救急車依頼(搬送と同時に保護者・児童生徒支課へ連絡) ④ 事故の経過について担任が聞き取る→管理職・養護教諭へ報告 ⑤ 担任外の教師で現場の確認・片付け・他の児童に近づけないような配慮を行う。 ⑥ 必要に応じて、各学年主担任を職員室に集合させ、児童への指導(近づかない・同じ事故を起こさないなど)を指示する。
	重大事案の場合	① 救急車には、養護教諭が同乗し、病院へ搬送し、随時状況を管理職へ連絡する(重大事案は教頭もつきそう) ② 教育委員会(児童生徒課)には状況を随時報告し、指示をあおぐ ③ 学校での聞き取りが一段落したら、担任・管理職が病院・もしくは家庭訪問し、保護者対応 ④ 必要に応じ、マスコミ対応室を設置。窓口を一本化し、教育委員会と連携し、対応する。(校長、不在時は教頭) ⑤ 必要に応じ、保護者説明会を開催する ⑥ 事案を分析し、2度と同じ事故をおこさないよう適切な対応をとる
	備考	① 事故にあった児童及び大きなケガや事故の状況を目撃した児童への心のケアを行う

(7) 虐待の対応

		指揮 校長 虐待対応委員会 校長 教頭 虐待対応者 生指主担 支援 Co 当該担任・学年
事前 の 危 機 管 理	確認	① 各担任 毎日の健康観察時 ② 養護教諭 体重測定や内科検診時
	事前 指導	① 教職員は、常に児童の表情・衣服・けが等の状況に敏感になり、気になることがあれば、 教頭及び虐待対応者に報告・連絡・相談をすること ② 虐待対応者は、経過を記録すること ③ 必要に応じて、外部組織を交えた虐待対応委員会を開くこと ④ 児童には困ったことがあれば、すぐに担任や心の教室相談員等本人が相談しやすい人に相談することを指導
	研修	特に研修は行わない。
発 生 後	初期 対応	① 重篤なケガはすぐに中央子ども家庭センターに通告し、教育委員会（児童生徒課）へ報告 ② 初めての時には、まるっと子どもセンターへ報告し、その指示に従って保護者に必要な注意喚起を行い、継続観察を行う。虐待担当は経過を記録しておく ③ 必要に応じてケース会議を開催する
	事後 対応	① 一時保護が決定した後は、関係機関と密に連絡をとりあう ② 一時保護解除時には、担任を中心に、スムーズな復帰を支援する ③ 個人情報には十分な注意を払う

虐待早期発見フローチャート



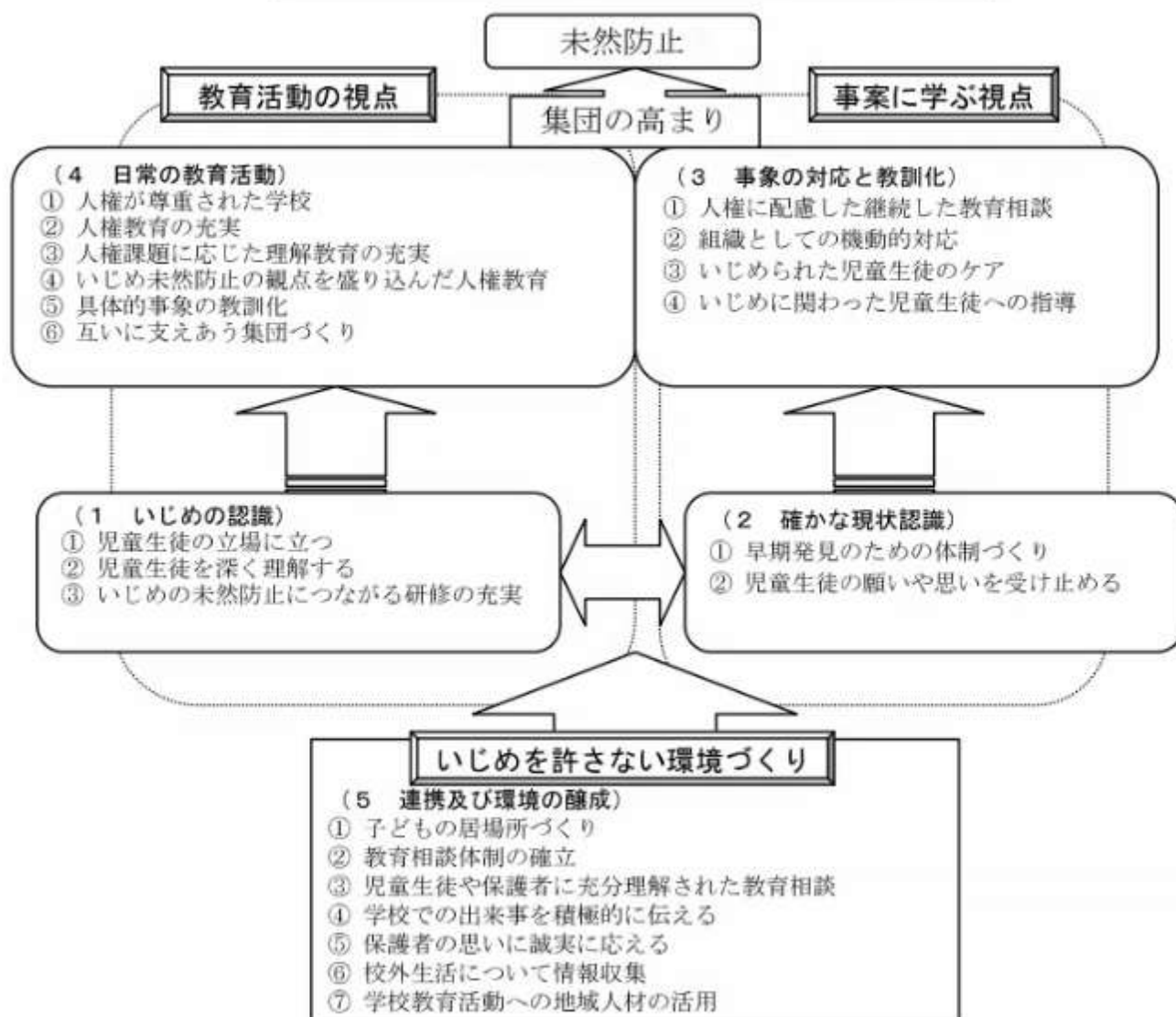
(8) 情報漏えい(ウイルス・USB 紛失等)の対応

		指揮 校長 情報委員会 校長 教頭 情報主担
事前の危機管理	確認	① 個人情報 は内部系パソコンでのみ取り扱う ② 外部系パソコンと内部系パソコンの移動のみに専用の USB を 2 本使用する ③ 電子媒体・紙媒体を問わず、個人情報は自宅に持ち帰らない ④ 私物パソコンは持ち込まない
	事前指導	① 個人情報は、児童の氏名・住所・電話・写真・作品・作文・テストなど、電子媒体や紙媒体を問わず、個人に関わるもの全てであることを念頭に取り扱い ② 家のパソコンと学校のパソコンメールのメールのやりとりは、暗号化を施し送信すること ③ 誤送信を防ぐため、事前に空メールを送ること ④ 自宅でのファイル作成・修正は、ウイルス対策をされているパソコンで行うこと
	研修	年に 1 度研修を行う
事案発生後	初期対応	① 状況を正しく把握する。(ウイルス感染時の状況・紛失時の状況・紛失データの内容等) ② ウイルス感染時には、直ちに全てのパソコンをシャットダウンする ③ 教育委員会(研修課 ICT 担当)へ報告する
	事後対応	① ウイルス感染時には教育委員会からの指示を待ち、許可がでるまで、パソコンを起動しない ② ウイルス感染・もしくは紛失時の状況を詳細に分析し、二度と同じ過ちを起こさない ③ 紛失データに個人情報が含まれている場合は、該当の保護者に連絡をとり、説明・謝罪する ④ 必要があるときには、保護者説明会を実施する ⑤ ウイルス感染事案・紛失事案の検討を行い二度と同じ事案を起こさないよう適切な対応をとる

(9) いじめ・死亡事故(自殺)の対応

体制		<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>人権教育部会 校長・教頭・部会メンバー</p> <p>緊急対策本部 校長・教頭・生指主担・担任</p>
事前の危機管理	いじめ把握	<p>① 毎月始めにいじめアンケートを行い、早期発見・早期対応を行う</p> <p>② 毎月1回職員会議後、週1回の夕礼で気になる児童についての情報交流</p> <p>③ 学校体制での支援が必要な児童については、ケース会議(必要に応じ関係機関も)</p> <p>④ 重大事案については、緊急部会を招集し、対応を協議する</p>
	事前指導	<p>① いじめとは何かについて指導</p> <p>② 違いを認め合う学級経営・学級指導</p> <p>③ 命の大切さについて考える授業</p> <p>④ 児童・保護者に対する相談窓口の周知(学校・教育委員会・その他)</p>
	研修	年に1度人権研修を行う
発生後	発生直後	<p>① 自殺を行う可能性がある場合(事案に応じて教育委員会(児童生徒課)に報告する)</p> <p>(ア) 本人からの情報→本人と面談し、悩みについてともに解決する 保護者へ相談することをすすめ、担任からも保護者へ連絡する</p> <p>(イ) 他からの情報→情報の詳細についての確認 本人との面談により、確認後対応</p> <p>② 校内で死亡事故(自殺)があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職による現場の確認。警察、救急車の要請。教育委員会への報告。 当該児童の保護者への連絡 ・ 他の児童の目にふれないよう、バリケードをはる。 ・ 担任、関係者による目撃者からの情報収集
	死亡事故発生当日	<p>① 緊急対策本部を設置し、情報確認及び時系列による整理</p> <p>② 教育委員会との協議後、管理職による当該児童保護者へ状況説明及び学校での今後の対応の協議</p> <p>③ 各学年主担を召集し、事故について情報共有及び児童への指導について確認(当該児童保護者の意向を尊重する)</p> <p>※憶測で話をしない</p> <p>伝える場合は、最低限のはっきりした事実のみ伝え、不必要に話を広めない。</p> <p>※マスコミの取材については、安易に答えない(窓口を一本化する)</p> <p>④ 全校保護者への書面による連絡(当該児童保護者の意向を尊重する)</p> <p>最低限わかっている事実のみ。詳細については、当該保護者との了承のもと、学校説明会を開催</p> <p>動揺している児童へは緊急のケアについて配慮</p> <p>⑤ スクールカウンセラーに連絡→カウンセラーを交えた対応協議</p> <p>⑥ 必要に応じ、マスコミ対応室を設置。窓口を一本化し、教育委員会と連携し、対応する。(校長、不在時は教頭)</p>
	その後	<p>① 緊急対策本部及び人権生指部会による死亡事故に対する徹底した原因究明と再発防止に向けた取り組み</p> <p>② 最低1ヶ月にわたる児童の心のケア</p>

いじめの未然防止に向けた取組みの推進方向イメージ



(10) 登下校時の不審者事案の対応

1. 近隣の事件や不審者等の発生情報を得た場合の対応

第一報による対応の判断

校長は、登下校中の児童への危害行為や、学校近隣における不審者の発生等、児童の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに緊急対応が必要かどうかを判断する。

2. 緊急対応が必要な事態(例) 以下のような状況が継続している場合に対応

- ① 凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている
- ② 登下校中の児童が不審者に襲われ怪我をした
- ③ 不審者が登下校中の児童に声をかけ連れ去ろうとした
- ④ 登下校中の児童が金品を奪われた
- ⑤ 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決(犯人確保)されていない
- ⑥ その他、学校近隣において児童が犯罪被害を受ける可能性がある

3. 児童・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、教職員に必要な対応を指示する。

また、保護者に対し、学びポケットを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引き取り依頼等を行う。

4. 関係機関との連携

校長は、学校近隣において、児童の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合に、担当教職員に指示して速やかに関係機関に連絡し、情報共有を図るとともに、必要に応じて学校の安全を維持するための協力を依頼する。

○関係機関

枚方市教育委員会(児童生徒課)

枚方警察

保護者

地域コミュニティ協議会、見守り隊

(11) 交通事故発生時の対応

1. 交通事故発生時の対応

児童の登下校中などで交通事故が発生した場合には、事故直後に学校に第一報が入る可能性があり、場合によっては被害にあった児童と行動を共にしていた児童が慌てて学校へ駆け込んでくる可能性がある。様々な対応を並行、手分けして行うことができるよう必要な事項を下記に定める。

交通事故発生第一報が入った場合には、その状況を聞き取るとともに、未通報であれば、学校から119番、110番通報を行う。

事故現場に「複数の教職員」で急行し、負傷者がいる場合にはその対応にあたり、状況に応じて救急車に同乗し搬送先に向かう。

現場周辺に他の児童等がいる場合には、その安全確保を行う。

以上と同時に、市教委と保護者へ第一報の報告をする。

2. 交通事故発生時の対応フロー

→ 第一報の聞き取り(聞き取り項目)

→ 未通報の場合、119、110番通報

→ 事故現場あるいは搬送先への教職員派遣、派遣先での実施事項

→ 事故当事者となった児童等の保護者及び市教委への連絡

(12) 校外学習における児童の安全について 校外学習用マニュアル

1. 校外学習までの安全について

- ① 校外学習の下見については、安全面についても十分に把握に努める
下見後、安全面において気になる点があった場合は、直ちに管理職にその旨を伝える
- ② 校外学習のしおりは一週間前までには各家庭に配布する
- ③ 校外学習のしおりには、「マナー」「注意事項」を必ず載せ、事前指導を行う
- ④ 特に校外学習でグループ活動を取り入れる場合は、万一の事態を想定して児童に危険回避の対応方法を指導しておく
- ⑤ 校外学習のしおりを一週間前に教頭に提出する

2. 校外学習当日の安全について

- ① 校外での緊急連絡は速やかに行われるように工夫する
その場合、携帯電話の活用が有効な手段として考えられる（責任者が学校携帯を所持）
- ② 出発前に出欠確認を行い、当日欠席児童があった場合は、忘れず欠席カードに記入を行ってから出発する
- ③ 校区めぐりなど、保護者に協力をあおぐ場合、保護者の参加リストを作成する
- ④ 万一の事態が発生した場合は、引率責任者を中心に速やかに役割分担をして事態の対応にあたる

3 校外学習実施後の安全について

- ① 校外学習実施後、児童の安全面について気になる点があった場合、直ちに管理職にその旨を伝える
- ② 次年度、同一場所の利用も考えられるので、安全面について気になる点、配慮は必ず次年度へ申し送りを行う

1 運動会の受付体制について

- (1) PTA本部、生活指導委員会を中心に「お手伝い係」を募り、受付と警備をお願いする。
- (2) 運動会当日は、入校証の着用をお願いする。
- (3) 運動会当日、入校証を忘れた場合、受付にて名前を確認後、臨時入校証を発行する。
- (4) 受付は正門のみとし、東門、西門は閉鎖する。
- (5) 受付に非常用として電子ホイッスルを置く。

2 緊急時の対応について

- (1) 挙動不審者を発見した場合は、直ちに本部テント(管理職)まで連絡をとる。
- (2) 連絡を受け、教職員は現場に向かい対応する。(2人以上で対応)
または、緊急暗号放送を使い不審者の存在を知らせ、現場に向かう。
近くに児童がいる場合は近づかないよう冷静に対応する。校外に退去または職員室に連れて行く。
- (3) 不審者が暴力的行為に発展した場合は、大声で危急を知らせ、間合いをとりながらいす等を使い防ぐ。一人は直ちに本部に知らせる。
- (4) 本部は運動会の進行を中止し、緊急放送に切り替える。放送で児童の避難誘導指示を出す。
(例文)
「只今、校内で緊急事態が発生しました。直ちに児童のみなさんは〇〇に避難してください。教職員はそのまわりを取り囲み、侵入に備えてください。保護者の皆様は避難誘導にご協力ください。すでに本校職員が緊急事態の体制に入っていますので、落ち着いてこの放送の指示に従ってください。」
- (5) 避難誘導場所は運動場中央(開会式の体制)に集まり、教室、1運動場東(東門付近)、2運動場北(南校舎付近)、3運動場西(プール付近)、4運動場南(以楽園より) 体育館に避難する。または南校舎に全員入り全扉を施錠する。不審者の動線に重ならないようにする。
- (6) 緊急時、東西門の開閉を行う。教務主任(東門担当)、生徒指導(西門担当)は当日鍵を携帯し、対策本部の判断により門の開閉を行う。
※ 詳細については「学校危機管理マニュアル」に従い行動する。
※ 地震等の災害発生時は運動場中央に避難。

1 受付体制

- (1) PTA役員(生活指導委員会)に受付の応援を依頼する。
- (2) 受付時間は下記の通り行う。

受付開始時間から参観授業まで	PTA役員
参観授業後	PTA役員
- (3) フリー参観の受付時間帯については、事前にPTA役員と打ち合わせを行う。
- (4) 正門のみ使用する。
- (5) 来校した保護者には「入校証」を提示してもらう。
- (6) 上記を忘れた場合受付にて児童名を確認の上、名簿に記入。「臨時来校者」名札を交付する。
なお、「臨時来校者」名札は当日のみ有効であることがわかるようにする。

2 不審者が侵入した場合

- (1) 不審者が侵入した場合は、直ちに職員室に連絡し、残りの者で不審者が児童、授業参観中の教室等に近づかないようにする。または不審者を職員室内に誘導する。
不審者が侵入した時点で「学校危機管理マニュアル」に従いレベルⅠの行動をとる。
- (2) 児童の安全を最優先とし行動する。
- (3) 緊急放送が流れた場合、児童、保護者が動揺しないように落ち着いて事態の説明と保護者への協力依頼を行う。

3 その他

※ 詳細については「学校危機管理マニュアル」に従い行動する。

